

＜一般委託＞

（「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用）

追浜行政センター他6行政センター植栽管理業務委託（一般委託）仕様書

追浜行政センター他6行政センター植栽管理業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	追浜行政センター他6行政センターの樹木等を良好な状態に維持できるようにするため、樹木剪定及び除草等の植栽管理を施行するものである。
2	履行期間	契約日から令和5年3月31日
3	施行場所	追浜行政センターほか6か所 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 追浜行政センター（横須賀市夏島町9） 田浦行政センター（横須賀市船越町6-77） 逸見行政センター（横須賀市東逸見町2-29） 衣笠行政センター（横須賀市公郷町2-11） 久里浜行政センター（横須賀市久里浜6-14-2） 西行政センター（横須賀市長坂1-2-2） 大津行政センター（横須賀市大津町3-34-40） </div>
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約（一般委託）
9	支払方法	委託料の支払いは、各施設の業務が完了した月末締めをもって、受託者が各施設ごとに請求し精算する。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	追浜行政センター TEL 046-865-1111 角田 久里浜行政センター TEL 046-834-1111 石渡 田浦行政センター TEL 046-861-4181 宮野 逸見行政センター TEL 046-822-2575 秋山 西行政センター TEL 046-856-3157 朝重 大津行政センター TEL 046-836-3531 西村 衣笠行政センター TEL 046-853-1611 湯川

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	--

業務別内訳書

(税抜き)

業務内容	単位	実施回数	契約単価(円)	金額(円)
追浜行政センター				
樹木剪定及び刈り込み	回	1		
除草・清掃	回	2		
薬剤散布(害虫防除)	回	2		
施肥	回	1		
田浦行政センター				
樹木剪定及び刈り込み	回	1		
除草・清掃	回	2		
薬剤散布(害虫防除)	回	2		
施肥	回	1		
逸見行政センター				
樹木剪定及び刈り込み	回	2		
除草・清掃	回	2		
薬剤散布(害虫防除)	回	2		
衣笠行政センター				
樹木剪定及び刈り込み	回	2		
除草・清掃	回	2		
薬剤散布(害虫防除)	回	2		
久里浜行政センター				
樹木剪定及び刈り込み	回	1		
除草・清掃	回	2		
薬剤散布(害虫防除)	回	2		
西行政センター				
樹木剪定及び刈り込み	回	2		
除草・清掃	回	2		
薬剤散布(害虫防除)	回	2		
施肥	回	1		
大津行政センター				
樹木剪定及び刈り込み (うち1回竹伐採含む。)	回	2		
除草・清掃	回	2		
薬剤散布(害虫防除)	回	2		
施肥	回	1		
散水	回	2		
全行政センター総合計金額(税抜き)				

業 務 内 容

1 作業項目及び業務実施回数など

(1) 追浜行政センター

ア 樹木剪定及び刈り込み	1回	7月	
イ 除草・清掃	2回	7月	11月
ウ 薬剤散布（害虫防除）	2回	7月	3月
エ 施肥	1回	3月	

(2) 田浦行政センター

ア 樹木剪定及び刈り込み	1回	11月	
イ 除草・清掃	2回	7月	11月
ウ 薬剤散布（害虫防除）	2回	7月	11月
エ 施肥	1回	7月	

(3) 逸見行政センター

ア 樹木剪定及び刈り込み	2回	6月	10月
イ 除草・清掃	2回	6月	10月
ウ 薬剤散布（害虫防除）	2回	6月	10月
エ 施肥	不要		

(4) 衣笠行政センター

ア 樹木剪定及び刈り込み	2回	7月	11月
イ 除草・清掃	2回	7月	11月
ウ 薬剤散布（害虫防除）	2回	7月	11月
エ 施肥	不要		

(5) 久里浜行政センター

ア 樹木剪定及び刈り込み	1回	7月	
イ 除草・清掃	2回	7月	11月
ウ 薬剤散布（害虫防除）	2回	7月	11月
エ 施肥	不要		

(6) 西行政センター

ア	樹木剪定及び刈り込み	2回	6月	10月
イ	除草・清掃	2回	6月	10月
ウ	薬剤散布（害虫防除）	2回	6月	10月
エ	施肥	1回	6月	
オ	散水	不要		

(7) 大津行政センター

ア	樹木剪定及び刈り込み	2回	6月	10月
イ	竹の伐採	1回	6月か	10月
ウ	除草・清掃	2回	6月	10月
エ	薬剤散布（害虫防除）	2回	6月	10月
オ	施肥	1回	6月	
カ	散水	2回	6月	10月

2 作業範囲及び数量など
別紙のとおり

3 作業内容

(1) 樹木剪定及び刈り込み

- ① 6・7月実施 自然剪定とし、外灯近くの樹木は外灯が照らすように剪定をする。
- ② 10・11月実施 徒長枝を切り揃える程度の剪定をする。外灯近くの樹木は外灯が照らすように剪定をする。

(2) 除草・清掃

除草、雑草の抜根及び落葉・ごみ等の清掃

(3) 薬剤散布

使用する薬剤については、病虫害防除を目的とし、樹木に応じてその用途や使用方法により適正かつ効果的に散布すること。

(4) 施肥

植物の生育に適したものを適正かつ効果的に使用すること。

4 一般事項

- (1) 業務を行う際には、室内外に多くの来館者がいるため、十分な安全対策を講じること。特に、除草清掃や薬剤散布には風向きなどを考慮し、使用する薬剤については、事前に各施設監督員と確認をすること。
- (2) 作業日時については、あらかじめ協議のうえ計画表を提出すること。
また、上記実施時期を原則とするが、各施設監督員と協議のうえこれを変更する場合は、その決定時期に実施すること。
- (3) 剪定、除草等に発生する葉や枝などは、横須賀市内の民間の資源化处理施設へ持ち込み、受託者が責任を持って処理すること。
- (4) 散水の際、必要な水は行政センターの水道水を使用すること。
- (5) 作業車は最低限とし、各行政センターと協議すること。
- (6) 作業中に発生した事故について、委託者に重大な過失があったときを除いて、委託者はその責めを負わない。
- (7) 各回作業終了後は速やかに完了の報告書等を提出すること。

5 特記事項

別紙のとおり

6 支払い方法

本委託料は、各施設の業務が完了した月締めをもって、受託者が各施設ごとに請求し精算する。請求書等の提出先は、各施設監督員あてとする。

7 その他

本仕様に定めのない事項については、別途協議して決めるものとする。

